

令和8年度大分県農福連携技術支援者育成研修運営業務委託
提案競技募集要項

1 趣旨

令和8年度大分県農福連携技術支援者育成研修運営業務（以下「業務」という。）を委託する事業者を提案競技により選定する方法について、必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) 業務名

令和8年度大分県農福連携技術支援者育成研修運営業務

(2) 業務概要

別添1「令和8年度大分県農福連携技術支援者育成研修運営業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 履行場所

大分県内

(5) 限度額

1,749,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 担当課及び担当者

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県農林水産部

新規就業・経営体支援課 経営体育成班（担当 永瀬）

電話：097-506-3598

メール：a15270@pref.oita.lg.jp

4 スケジュール

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年6月26日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年7月 2日（木） |
| (3) 応募申込書提出期限 | 令和8年7月 8日（水） |
| (4) 企画提案資料の提出期限 | 令和8年7月15日（水） |
| (5) 企画提案会・審査委員会の開催 | 令和8年7月22日（水）予定 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年7月24日（金）予定 |
| (7) 契約締結予定日 | 令和8年8月上旬予定 |

5 参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

なお、参加資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。または、同等の資質を有する者。
- (2) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分県の指名除外を受けていない者であること。
- (6) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続があることを前提とする。）。
- (7) 国税及び大分県税を滞納していないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (9) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。
- (10) 本業務の遂行にあたり、支援対象経営体からの要望や県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。

6 応募の手続き

本提案競技への応募は、令和8年7月8日（水）17時までに以下（2）のとおり応募申込を行った後、（3）のとおり令和8年7月15日（水）17時までに企画提案書を提出する手順により実施する。

(1) 募集の実施

大分県ホームページに当該募集要項等を掲載・公表して募集を行う。

(2) 応募申込の受付

提案競技への参加を希望する者は、以下「ウ 提出書類」に定める提出書類を

以下「ア 提出期限」及び「イ 提出先等」に従い、電子メールにて提出すること。また提出後は必ず電話で着信確認を行うこと。

ア 提出期限 令和8年7月8日（水）17：00（必着）

イ 提出先等 大分県農林水産部新規就業・経営体支援課経営体育成班

E-mail：a15270@pref.oita.lg.jp 電話：097-506-3598

ウ 提出書類〔（別添2）応募書様式集〕参照

以下①～③を提出すること。なお、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、(a)～(f)に定める書類を併せて提出すること。

①応募申込書（様式1）

②応募申込者の概要書（様式2）

③誓約書（様式3）

(a)直近1年間の貸借対照表及び損益計算書

(b)納税証明書（県税）

(c)納税証明書（消費税及び地方消費税並びに法人税）

(d)登記事項証明書

(e)定款（写し）

(f)個人情報保護に関する規定又はそれに代わるものの写し

※プライバシーマーク又はISMS（JISQ27001（ISO/IEC27001））証明書含む

（3）企画提案書の提出

応募者は、以下「ウ 提出書類」に定める提出書類を以下「ア 提出期限」及び「イ 提出先等」に従い、電子メールにて提出すること。また提出後は必ず電話で着信確認を行うこと。

ア 提出期限

令和8年7月15日（水）17：00必着

イ 提出先等

大分県農林水産部新規就業・経営体支援課経営体育成班

E-mail：a15270@pref.oita.lg.jp 電話：097-506-3598

ウ 提出書類……〔（別添3）企画提案書様式集〕参照

①企画提案書（任意様式・参考資料参照のこと）

②実施体制（様式4）

③見積書（様式5）

④受託実績（様式6）

エ 応募書類の提出方法

電子メールで提出すること。

（4）応募申込及び企画提案書の提出に係る注意事項

- ・応募申込後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式7）を提出すること。

- ・企画提案書は仕様書及び参考資料を参照の上、任意の様式で作成し提出すること。
- ・応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けない。また、提出後の企画提案書等の追加、修正、差替等は認めない。ただし、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- ・F A Xでの提出は受け付けない。
- ・提出後、必ず電話にて提出した旨を提出先に報告すること。
- ・企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- ・虚偽の記載をした応募書類は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は契約候補者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した応募申込書は無効とする。
- ・参加要件を満たしていない場合、企画提案会で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は次点の者を契約候補者とする。
- ・提出された企画提案書等は、応募者に無断で本業務の契約候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、審査作業に必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成（印刷等）することがある。

(5) 質問の受付

ア 質問の方法

質問しようとする者は、質問書様式により以下まで電子メールにて提出する。
また提出後は必ず電話で着信確認を行うこと。

イ 提出期限

令和8年7月2日（木） 17：00まで

ウ 提出先等

大分県農林水産部新規就業・経営体支援課経営体育成班

E-mail : a15270@pref.oita.lg.jp 電話：097-506-3598

7 企画提案会の開催について

- (1) 開催日時 令和8年7月22日（水）午前（予定）
- (2) 開催方法 提案者は後日指定する方法でオンライン（zoom）による説明を行う
- (3) 提案方法 1提案当たり持ち時間30分（うち説明20分、質疑応答10分程度）とする予定。
なお、説明は事前に提出された企画提案書により実施し、補完的な資料の提出は認めない。
- (4) 注意事項 通信費など企画提案会での提案に係る費用は応募者の負担とする。

8 審査及び結果の通知

- (1) 県が別途設置する審査委員会において、あらかじめ定めた審査基準等により、提出された応募書類及び企画提案会での説明内容について審査し、総合的に最も優れた者を契約候補者として選定する。
- (2) 審査の結果は、応募者に対し書面により通知する。
なお、審査の結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。
- (3) 提案者が1者のみの場合であっても審査を行う。また、その場合、審査の結果において審査基準以上を満たすときは当該提案者を契約候補者とする。

9 契約締結

- (1) 審査委員会において最も優れた者として契約候補者に選定された者と、契約が成立しない場合は、次点の者を契約候補者とする。ただし、契約候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (2) 県は応募書類に基づき、契約候補者と委託業務に係る具体的な事業内容や経費等について協議を行い、この結果、県と委託候補者との間で委託事業内容及び契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (3) 契約締結後、より効果的に事業を実施するために委託業務の内容に変更が生じた場合は、県と協議し県から承認を得たうえで変更することができるものとする。

10 その他

- (1) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (2) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) 契約保証金
免除